

広報「はりま」のこれから

モニター員から幅広い意見が寄せられました

広報「はりま」が家庭に届くまで

広報「はりま」の作成過程と家庭に届くまでを、順を追って紹介します。

1 編集

企画調整課では、発行月の前々月中旬（本号なら9月中旬）から取材や情報収集を進め、文章を書いたり構成を考えたりして、記事を作ります。



特集やトピックス、お知らせなどのページがあり、すべての住民の方に向けて、行政情報を提供しています。

主に編集しているのは、企画調整課広報係の2人です。

2 印刷

広報「はりま」の原稿が印刷会社に渡されるのは、発行月の前月中旬（本号なら10月中旬）。印刷会社では、原稿から印刷のための版を作ります。それをもとに、担当職員が校正を3回繰り返した後、印刷に取り掛かります。

印刷製本の契約は、毎年入札によって最安価の印刷会社と契約しています。また広報誌の製作には、環境に優しい大豆から作られたソイインクと100%の再生紙を使用しています。



3 配送

広報「はりま」は、原則として、自治会やマンションの管理組合などを通じてお届けしています。

配送は加古郡広域シルバー人材センターにお願いしており、毎月24日に印刷会社から広報を受け取り、自治会役員の方などの配布協力者のお宅にお届けしています。配送先は町内約70カ所です。

4 配布

配布協力者の皆さんには、なるべく早く各ご家庭へ配布していただくようお願いしています。配布協力者の皆さんのご協力により、現在のようなきめ細やかな配布が可能となっております。



毎月、町内の各家庭にお届けしている広報「はりま」。この広報誌について、皆さんはどのように思われているでしょうか。今回は、より良い広報誌づくりに向けて、広報「はりま」の現状や課題をお知らせし、ご意見を募集します。時代の変化に対応し、より親しみを持って読める広報とはどのようなのか、一緒に考えてみませんか。

▼問い合わせ 企画調整課 ☎0794(35)0356

広報「はりま」は住民の皆さんに、行政の動きや必要な情報を、的確に分かりやすく伝えるための情報誌。住民の皆さんと行政をつなぐパイプ役として、重要な役割を担っています。播磨町は、昭和37年4月に兵庫県最後の村であった「阿門村」から、町制を施行して「播磨町」になりましたが、この時はまだ「播磨町広報」というB5サイズで4ページの広報誌でした。そして昭和41年4月よりA4サイズ（普通の新聞紙のほぼ半ページの大さき）による新聞スタイルに変更し、昭和50年には現在と同じ冊子型になり、段階的に文字の大型化も実施。これまで社会や時代の変化に対応した誌面の刷新を図ってきました。今回の特集のきっかけは、今年度から始まった町政モニター員の方々のご意見でした。9月に「広報はりま」の現状とこれからのことについてというテーマでご意見を募集したところ、内容をはじめ、配布や発行の在り方など、幅広い点で、多くの声が寄せられました。今、広報に求められるものは、そしてこれまでに以上で役立つ広報とは、どういふものだろうか。住民の皆さんはどのようにお考えですか？



広報はりまは次号で450号!!

広報「はりま」を取り巻く3つの課題

現在、広報「はりま」を取り巻く現状を見てみると、次のような3つの課題があります。

2. 情報化社会への対応

今や、我々の生活に深く浸透してきているIT（情報技術）。その代表例の一つがインターネットです。このインターネットの国全体の利用者は平成14年末で6,942万人、人口普及率は54.5%となっており、日本国民2人に1人がインターネットを利用していることとなります。

現在、広報「はりま」も、冊子と同じものをホームページに掲載しています。

今後さらにITの日常生活への浸透が予測される中、広報「はりま」も、それを前提としつつ、より効果的な活用を考えていく必要があります。

また、大量の紙を消費する広報誌は、環境への負荷を減らすという観点からも、見直しが求められます。



1. 協働型社会への対応

町では、協働型社会の実現に向けた取り組みを進めています。これは、住民・企業・行政といった地域の構成員みんなが力を合わせながら、播磨町を運営していこうというものです。

多様な人々がまちづくりを担う中で、広報「はりま」が果たす役割とは一。

協働型社会の実現のため、行政に求められるのは、情報共有による住民・企業などとの信頼関係の構築であり、全世帯に配布される広報誌は、その中心となるものでしょう。

幅広い情報を提供していく方法の一つとして、将来的な在り方を考える必要があります。



3. 厳しい財政状況への対応

広報誌を製作し、全世帯へお届けするには、多額の経費と自治会役員の方々の労力を要します。

今後、町の財政状況は、一層厳しさを増すことが見込まれ、可能な限り経費を節減していかなければなりません。限られた財源の中で、より効率的な広報誌づくりを進めていく必要があります。

「はりま」にたいして、より望ましい広報誌の在り方とは、

どのような内容でしようか？

広報「はりま」を大きく分けると、次のようなページがあります。

- ①さまざまな課題や問題点を考えるページ
- ②市政の動きや重要施策などを紹介するページ
- ③各種催しの案内をはじめ、福祉や税金生活に関するお知らせのページ
- ④各学校・園の活動を紹介するページ
- ⑤地域の歴史を紹介するページ
- ⑥皆さんからのお便りを紹介するページなどがあります。

どのような発行形態が

ふさわしいと思いますか？

広報誌のスタイルは、市町村によってさまざま。発行回数も、月1回と月2回と月3回とあり、ページ数も8ページから40ページ以上まで多種にわたっています。

例えば明石市は、月2回タブロイド版の広報が新聞折り込みで配布されます。また、加古川市では播磨町と同じように月1回、冊子形式で発行されています。

こうした一般的な発行形態以外にも、石川県金沢市では広報誌そのものを発行

モニター員の意見(抜粋)

●広報の3つの課題に対するご意見など
税金を払って、ただ行政サービスを受けているという感覚ではなく、播磨町を夢のある、誇れる町に継続的にステップアップしていくため、住民と行政が情報を共有することが重要と思っています。

●より多くの人に読んでもらうには？
お年寄りには字を大きく、外来語を多用せずに見やすく、読みやすいレイアウトを心がける。子ども向きに、広報誌のちびっこ版を作る。(男・宮北・40代)

●その他
きゃんばすだよりが好きですね。写真ももう少し顔がはっきり分かる大きさにしてほしいです。(男・宮北・50代)

リレーエッセイの記事は毎号読みます。自分とは全く違う世代の方、特に、普段お話しする機会のない年配の方の、人生話はとてもいい。(女・大中・20代)

「親子で楽しむ町内の文化財」がよい！ 普段目にしない場所の写真はとても新鮮です。(男・野添・20代)

広報「はりま」について意見を募集しています

広報「はりま」をより身近に、そしてより役立つ広報誌とするため、より多くの方から意見をいただきたいと考えています。3ページの課題などを考慮していただいたご意見をお待ちしています。

なお、お寄せいただいたご意見と先に行っている市政モニター員の方々のご意見を集約して、広報誌上に皆さんにお知らせしたいと思います。

- ▶方法
 - ◎意見箱による方法 役場第一庁舎、中央公民館、各コミセンに意見箱と専用用紙を設置します。
 - ◎インターネットによる方法 播磨町ホームページ内にアンケートフォームがありますので、そちらをご利用ください。 播磨町ホームページ <http://www.town.harima.hyogo.jp>
- ▶期間 いずれの方法も11月4日(火)からの予定
- ▶問い合わせ 企画調整課 ☎0794(35)0356



▲企画調整課 藤田主事

11月4日(火)から

住民基本台帳カードを即日交付します

現在「住民基本台帳カード」の交付手続きは、即日交付を行わずに照会回答方式で行ってききましたが、次の①〜③の要件をすべて満たす方については、11月4日(火)より即日交付が可能となります。

- ①交付申請者本人が来ていただける方
- ②官公署発行の写真付き身分証明書(運転免許証、パスポートなどで有効期限内のもの)を持参できる方
- ③交付事務作業の間、20〜30分程度お待ちいただける方

※①、②、③の要件を満たさないう方には今まで通り、「交付申請」

「照会書兼回答書を送信」

「回答書と身分証明書などを持って本人に来ていただく」

この3つの手続きになります。

住民基本台帳カードには次のようなメリットがあります

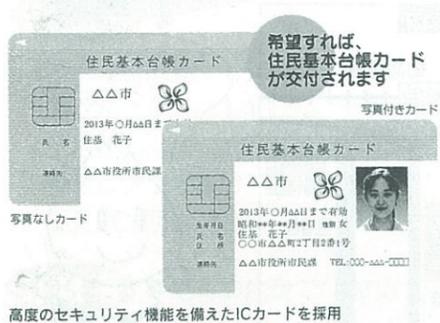
- ①「住民票の写しの広域交付」
現在、住民基本台帳ネットワークの活用により、住民基本台帳カードや運転免許証などを窓口で提示することによって、全国どこかの市町村でも申請者本人や、その同一世帯の方の住民票の写し(戸籍の表示を省略したもの)が取れます。
- ②「転入転出手続きの簡素化」
住民基本台帳カードの交付を受けている場合、転出届を郵送で行うことにより、引越越しの手続きで窓口に行くのは転入時一回だけで済みます。

※ただし、転出時のその他の行政手続きは別途必要ですのでご注意ください。

③写真付きカードを希望した場合は、公的な身分証明書として利用できます。

住民基本台帳カードの交付申請方法

・住所地の市区町村のみ(播磨町に住民登録のある方は播磨町のみです)カードの交付申請ができます。



希望すれば、住民基本台帳カードが交付されます

11月1日(土)から戸籍の届け出について

本人確認をさせていただきます

最近、本人になりすまし虚偽の届け出を行う事件が全国的に多発しています。

これによってさまざまな被害が発生しており、もはや見過ごしておけない状況となっていることから、全国各市町村窓口において届出人の本人確認の実施が義務付けられました。

播磨町においても11月1日(土)から、戸籍の届け出についてご本人の意思による届け出であるかどうかの確認(本人確認)をさせていただきます。

ご不便をおかけしますが、最近の社会事情をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。



対象となる届け出

- ・婚姻届
- ・協議離婚届
- ・養子縁組届
- ・協議養子縁組届

戸籍の届け出には、第三者に勝手に届け出されることを未然に防ぐ「不受理申し出制度」もあります。

※受理：市町村長が届書類を審査し、適法なものと判断して受付を認容する行政処分のこと

戸籍の届け出には、第三者に勝手に届け出されることを未然に防ぐ「不受理申し出制度」もあります。



▼問い合わせ 住民課
☎0794(35)2666